

調査計画

1 調査の名称（特定一般統計調査 その他の一般統計調査）

水産物流通調査（産地水産物用途別出荷量調査票）

2 調査の目的

全国の主要漁港における主要水産物の用途別出荷量等を調査し、水産物の需給計画、流通施設の改善等を推進するための資料とすることを目的に実施する。

3 調査対象の範囲

（1）地域的範囲（全国 その他）

（2）属性的範囲（個人 世帯 事業所 企業・法人・団体 地方公共団体 その他）

卸売業者^{（注1）}及び買受人^{（注2）}並びに卸売市場を取りまとめるために当該市場開設者が設置する組織^{（注3）}

（注1）「卸売業者」とは、卸売市場に出荷される水産物について、その出荷者から卸売のための販売の委託を受け、又は買い受けて、当該卸売市場において卸売をする業務を行う者をいう。

（注2）「買受人」とは、卸売業者から水産物を買受ける仲卸業者及び売買参加者をいう。

（注3）「卸売市場を取りまとめるために当該市場開設者が設置する組織」とは、市場運営協議会等をいう。

4 報告を求める個人又は法人その他の団体

（1）報告者数

約40事業所（母集団の大きさ 約760事業所）

※ 本調査で主とする調査対象である卸売業者の数を記載している。

（2）報告者の選定方法（全数 無作為抽出（全数階層あり） 有意抽出）

直近の漁業センサス漁業地区名簿を基に、調査品目の水揚量が産地水産物流通調査（水揚量・価格調査（年間調査））の当該品目のおおむね6割から7割を占める約30漁業地区を調査区として有意抽出。抽出した調査区内に所在する産地卸売市場の卸売業者を全て調査する。ただし、報告を求める事項について卸売業者で把握が困難な場合は、買受人を報告者として追加するとともに、調査区内に所在する産地卸売市場の出荷量等を一括で把握できる場合は卸売業者に代えて、卸売市場を取りまとめるために当該市場開設者が設置する組織を報告者とすることができる。

5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

（1）報告を求める事項

出荷量、用途別出荷量

〔集計しない事項の有無〕 無 有

（2）基準となる期日又は期間

調査対象年の1年間（1月1日～12月31日）

6 報告を求めるために用いる方法

(1) 調査系統

農林水産省－民間事業者－報告者

(2) 調査方法

郵送調査 オンライン調査 (政府統計共同利用システム
 独自のシステム 電子メール) 調査員調査 その他 (FAX、電話)
〔調査方法の概要〕

民間事業者から報告者に郵送、オンライン又はFAXにより調査票を配布・回収する自計調査により行う。

ただし、記入の指導等、対面での対応が必要な場合には、民間事業者が雇用した調査員の面接聞き取りによる他計調査により行う。

また、報告者が独自に取りまとめているデータにより5(1)の報告を求める事項が把握できる場合には、報告者が調査票に記入するのに代えて、民間事業者が本データの提供を受けることにより調査票に転記する他計調査の方法によることができる。

7 報告を求める期間

(1) 調査の周期

1回限り 毎月 四半期 1年 2年 3年 5年 不定期
 その他 ()

(2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限

調査票の配布 調査対象年の翌年6月中旬

調査票の回収 調査対象年の翌年7月下旬

8 集計事項

品目別用途別出荷量 (全国及び漁港別)

9 調査結果の公表の方法及び期日

(1) 公表・非公表の別 (全部公表 一部非公表 全部非公表)

(2) 公表の方法 (e-Stat インターネット (e-Stat以外) 印刷物 閲覧)

(3) 公表の期日

調査対象年の翌年12月末日までに公表する。

10 使用する統計基準等

使用する → 日本標準産業分類 日本標準職業分類 その他 ()

使用しない

本調査は、調査対象の選定に、漁業センサスの結果を基に作成する名簿を使用していることから、統計基準は使用していない。

また、本調査は、産業別の表章を行うことを目的とするものではないことから、調査結果の表章に統計基準は使用していない。

11 調査票情報の保存期間及び保存責任者

	保存期間	保存責任者
記入済み調査票	調査実施年の翌年4月1日から起算して3年	農林水産省大臣官房統計部長
調査票の内容を記録した電磁的記録	永年	農林水産省大臣官房統計部長